

【宿泊約款】

第1条（適用範囲）

当ホテルがお客様との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条（宿泊契約の申込み）

当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする方は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者氏名、性別、連絡先
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 前項に基づき当ホテルに申出のあった内容に変更を生じたときは、変更後の内容を速やかに当ホテルに申し出ていただきます。

3. お客様が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条（宿泊契約の成立等）

宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。
ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、当該宿泊契約にかかる全宿泊期間分の宿泊料金を宿泊開始前又は当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。

3. 次の各号に定める事由が生じたときは、当ホテルは、当該お客様にかかる申込みを、実際には宿泊する意思がないにもかかわらず申込みがなされたものとして取扱うことができるものとし、宿泊契約はその効力を失うものとします。

- (1) 前項の宿泊料金を同項の定めにより宿泊開始前または当ホテルが指定した日までにお支払いいただけないとき。
- (2) 前条1項に基づき申出のあった連絡先への連絡を試みても、最初の連絡をした日から起算して10日以内（但し、宿泊日当日までの日数がこれに満たない場合は、宿泊日当日の13時まで）に連絡がとれないとき。
- (3) 当ホテルからの連絡を拒否されたとき。

4. 前項(2)及び(3)に該当する場合、受領済みの宿泊料金の返還は致しかねます。

5. 当ホテルは、宿泊予約の申し込みをお引き受けした場合には、申込金の支払いを求めることがあります。申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第16条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

第4条（宿泊契約締結の拒否）

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の提供ができないとき。
- (3) 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする方が、次のイからハに該当すると認められるとき。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする方が泥酔者等で、他のお客様に迷惑を及ぼし、もしくは当ホテルの運営を阻害するおそれがあるとき、又は他のお客様もしくは従業員に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする方が、皮膚病、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し社会通念上相当な範囲を超えるサービス、金銭及びその他の負担を求められたとき。
- (8) 宿泊しようとする方について、心身の不調が明らかに認められる状態であるとき。
- (9) 保護者の許可のない未成年者のみが宿泊するとき。

- (10) 宿泊する権利を他に譲渡する目的で、宿泊の申込みをしたとき。
- (11) 実際には宿泊する意思がないにもかかわらず、宿泊の申込みをしたとき。
- (12) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (13) 都道府県条例等の規定する場合に該当するとき。

第5条（お客様の契約解除権）

お客様は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2. お客様がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
- 3. 当ホテルは、お客様が連絡をしないで宿泊日当日の到着予定時刻になっても到着しないときは、その宿泊契約はお客様により解除されたものとみなし処理することがあります。

第6条（当ホテルの契約解除権）

当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (2) お客様が、当ホテル内で、暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、法令で許可されていない薬物、銃砲、刀剣類及びこれらの類似品の所持もしくは使用、他の利用客に迷惑を及ぼす行為、その他法令もしくは公序良俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (3) お客様が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) お客様が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超えるサービス、金銭及びその他の負担を求められたとき。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 都道府県条例等の規定する場合に該当するとき。
- (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
- (9) 宿泊する権利を他に譲渡したと認められるとき、又は譲渡しようとしたとき。
- (10) 宿泊契約の締結が旅行代理店を通じてなされている場合において、当該旅行代理店からの宿泊代金の支払いが確認されていないとき。
なお、宿泊代金の支払いが確認されていない場合とは、支払いが金融機関の窓口営業時間終了の間際に振込の方法によって、もしくは金融機関の営業時間の如何にかかわらずインターネットを介した銀行取引の方法等によってなされたものの、翌日が金融機関の休業日となっているため、当日に振込の事実が確認されない場合を含みます。
- (11) この約款又は当ホテルの利用規則に違反したとき。

- 2. 前項に基づく解除の通知は、口頭又は第2条に基づき申出のあったお客様の連絡先への電話、電子メール又は書面により行うものとし当該通知が、第2条に基づき申出のあった連絡先に通知をしても到達しない場合には、第3条3項の規定を適用するほか、通常到達すべき期間を経過した時点をもって到達したものとみなして取扱うことができるものとします。

- 3. 当ホテルが前二項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、第1項(3)及び(5)の場合を除き、宿泊料金の返還はいたしかねます。

第7条（宿泊の登録）

お客様は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 第2条第1号の事項
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日、前泊滞在场所
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

第8条（客室の使用時間）

お客様が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後5時から翌朝10時までとします。連続して宿泊する場合においても、同時間とする。

- 2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の便用に応じることがあります。出発予定日のチェックイン時刻を越える場合は、1泊分の宿泊料金を申し受けるものとし、到着日のチェックアウト時刻前からの使用についても同様とします。

3. 前二項に基づきお客様が客室を使用できる時間内であっても、当ホテルは、安全及び衛生管理その他当ホテルの運営管理上の必要があるときは、客室に立入り、必要な措置をとることができるものとします。

第9条(利用規則の遵守)

お客様は、当ホテル内においては、当ホテルの利用規則に従っていただきます。

第10条(営業時間)

当ホテル内の各種施設等の営業時間は、館内備付パンフレット、各所の掲示等でご案内いたします。

第11条(料金の支払い)

お客様が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法によりお客様の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当ホテルがお客様に客室を提供し、使用が可能になったのち、お客様が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第12条(当ホテルの責任)

当ホテルは、火災又は喧嘩等により宿泊者に損害が生じたときにおいても、その損害が当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、責任を負いません。

2. 当ホテルは、お客様の前項の損害に対処するため、賠償責任保険に加入しておりますが、保険契約上の免責事由に該当するときは、お客様の被った損害が填補されない場合があります。

第13条(契約した客室の提供ができないときの取り扱い)

当ホテルは、お客様に契約した客室を提供できないときは、可能な限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項に基づく他の宿泊施設のあっ旋に努めたものの、あっ旋ができなかったときは、宿泊契約を解除することができるものとします。
また、客室を提供できないことについて、当ホテルの責に帰すべき事由がある場合には、当ホテルは、別表第3に掲げるところにより、補償料をお客様に支払い、その補償料をもって損害賠償とさせていただきます。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第14条(寄託物等の取扱い)

お客様がフロントにお預けになった物品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。
但し貴重品、現金についてはお客様の自己管理とし、紛失、盗難については一切責任を負いかねます。

第15条(お客様の手荷物又は携帯品の保管)

お客様の手荷物をチェックイン前に当ホテルに連絡があり、これを了解したときに限り、保管するものといたします。

2. お客様がチェックアウトした後、お客様の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合、当ホテルは、原則として発見日を含めて7日間保管し、その間にお客様から返還の申出がなされなかった場合には、これを最寄りの警察署へ届けるものとします。
また、雑誌並びにその他の廃棄物に類するものについては、チェックアウトの当日までにご連絡がない場合には、当ホテルにて任意に処分させていただきます。

3. 当ホテルは、置き忘れられた手荷物又は携帯品について、内容物の性質に従い適切な処理を行うため、その中身を任意に点検し、必要に応じ、遺失者への返還又は前項に従った処理を行うことができるものとし、宿泊者がこれに異議を述べることはできないものとします。

第16条(お客様の責任)

第18条お客様の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該お客様は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

第17条(客室の清掃)

お客様が2泊以上連続して同一の客室に宿泊される場合、当該客室の清掃は、原則として毎日行わせていただきます。

2. お客様から清掃は不要である旨のお申出を受けた場合であっても、法令及び都道府県条例等の趣旨に鑑み、少なくとも3日経過ごとに1回、客室の清掃を行わせていただくものとします。
但し、当ホテルが必要と認める場合には、随時客室の清掃ができるものとします。

3. 前項の客室清掃について、お客様は、これを拒否できないものとします。

第18条(約款の改定)

この約款は、必要に応じて随時改定することができるものとします。

別表第1 宿泊料金の算定方法(第11条関係)

1. 宿泊料金は、店舗内、パンフレット及びホームページ等に掲示する料金表によります。

2. 客室定員数は、ベッド1台につき最大1名様(2歳以下の乳幼児は人数に含みません。)までとさせていただきます。
但し、客室により、人数、年齢、重量等を制限させていただく場合があります。
また15歳以下のお客様は2段ベッドの上段を使用することはできません。

3. 朝食料金は、次に掲げるところにより申し受けます。

2 食事と寝具等を提供したときは未就学児であっても正規料金をいただきます。

別表第2 違約金(第5条関係)

人数	連絡なしの不泊	当日	前日	2日前～14日前	15日前～30日前
1名以上	100%	100%	80%	50%	30%

1. %は、宿泊料金(他事業者との提携宿泊プランにおける提携料金分を含みます。)に対する違約金の比率です。

なお、提携する他事業者が定めるキャンセルポリシーにしたがって計算した金額が上記によって計算した違約金の額を上回る場合、その金額を違約金として収受します。

別表第3 補償料(第13条関係)

人数	当日	前日	2日前～14日前
1名以上	100%	20%	-

1. %は、宿泊料金(他事業者との提携宿泊プランにおける提携料金分を含みます。)に対する補償料の比率です。